

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成26年1月22日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

株式会社白石ショッピングセンター 代表取締役 大場 雅彦

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

セラビ白石

白石市八幡町435番地 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社白石ショッピングセンター 代表取締役 大場 雅彦

白石市八幡町11番地1

4 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者		住所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
株式会社 ジャスト	代表取締役社長 大場 雅彦	福島県南相馬市原町区錦町二丁目8
株式会社 やまや	代表取締役社長 山内 英靖	仙台市宮城野区榴ヶ岡三丁目7-35
株式会社 三貴	代表取締役 木村 和臣	東京都文京区向丘一丁目16-24
株式会社 大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14
みやぎ生活協同組合	専務理事 宮本 弘	仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
株式会社 メガネの相沢	代表取締役 相沢 博彦	仙台市青葉区中央三丁目8-31
株式会社 鎌田呉服店	代表取締役 鎌田 康	遠田郡涌谷町本町29
有限会社 ファリーヌ	代表取締役 高橋 清和	仙台市宮城野区大槻7番10号セラビ幸町店内
株式会社 タツミヤ	代表取締役 曲淵 恵美子	東京都八王子市暁町一丁目32-13
株式会社 マルタ	代表取締役 宮下 晃	長野県飯田市座光寺4601-1

内藤商事 株式会社	代表取締役社長 内藤 忠成	東京都中央区東日本橋二丁目23-2
株式会社プラザクリエイト	代表取締役 池田 孝行	東京都千代田区五番町1 市ヶ谷大郷ビル
高甚製菓 株式会社	代表取締役 高橋 洋	白石市沢目15
東都クリエイト株式会社	代表取締役 佐久間 良治	福島県福島市中町1-22
有限会社 アーネスト	代表取締役 近江 かおる	白石市八幡町11-1
有限会社 車塚縫製	代表取締役 車塚 奉之	仙台市青葉区昭和町3-15

(変更後)

小売業を行う者		住所	変更年月日
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
株式会社 ジャスト	代表取締役社長 大場 雅彦	福島県南相馬市原町区錦町二丁目8	
株式会社 やまや	代表取締役社長 山内 英靖	仙台市宮城野区榴岡三丁目4-1	平成22年9月1日
株式会社 三貴	代表取締役 木村 和臣	東京都文京区向丘一丁目16-24	
株式会社白石ショッピングセンター	代表取締役 大場 雅彦	白石市八幡町11番1	平成23年4月1日
みやぎ生活協同組合	専務理事 宮本 弘	仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2	
株式会社メガネの相沢	代表取締役 相沢 博彦	仙台市青葉区中央三丁目8-31	
株式会社鎌田呉服店	代表取締役 鎌田 康	遠田郡涌谷町本町29	
株式会社スクラムファイブ	代表取締役 遠藤 孝之	仙台市泉区八乙女四丁目2-2	平成25年5月1日
株式会社 タツミヤ	代表取締役 指田 努	東京都八王子市暁町一丁目32-13	平成16年10月18日
株式会社 マルタ	代表取締役 熊谷 正宏	長野県飯田市座光寺4601-1	平成24年10月1日
藤久 株式会社	代表取締役 後藤 薫徳	名古屋市名東区高杜一丁目210	平成23年12月8日
高甚製菓 株式会社	代表取締役 高橋 洋	白石市沢目15	
山村無線 有限会社	代表取締役 山村 秀春	福島県福島市南矢野目中江12-10	平成25年2月16日
株式会社 木乃幡	代表取締役社長 木幡 喜久雄	福島県南相馬市原町区鶴谷字北迎48番地	平成25年3月19日
有限会社 車塚縫製	代表取締役 車塚 奉之	仙台市青葉区昭和町3-15	

- 5 変更の年月日
4の（変更後）の表中「変更年月日」のとおり
- 6 届出年月日
平成25年12月27日
- 7 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大河原地方県政情報コーナー及び白石市役所
- 8 縦覧期間
平成26年1月22日から平成26年5月22日まで（ただし，閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。